寒河江市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月1日

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市規則第15号

寒河江市財務規則の一部を改正する規則

寒河江市財務規則(昭和46年市規則第9号)の一部を次のように改正する。 第34条の4を第34条の5とし、第34条の3の次に次の1条を加える。

(収納に関する事務を委託することができる歳入等)

- 第34条の4 法第243条の2の5第1項に規定する収納に関する事務を委託 することができる歳入等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 使用料
 - (2) 手数料
 - (3) 賃貸料
 - (4) 物品壳払代金
 - (5) 寄附金
 - (6) 貸付金の元利償還金
 - (7) 地方税(当該地方税に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第1 条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申

告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下同じ。)

- (8) 後期高齢者医療保険料
- (9) 介護保険料
- (10) 分担金
- (11) 負担金
- (12) 不動産売払代金
- (13) 過料
- (14) 損害賠償金(第16号に掲げる遅延損害金を除く。)
- (15) 不当利得による返還金
- (16) 第1号から前号までの歳入等のうち、それらに発生した延滞金(第7号 に掲げる地方税の延滞金を除く。以下同じ。)又は遅延損害金
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が収納に関する事務を委託する必要があると認める歳入等
- 第130条中「地方税法(昭和25年法律第226号)」を「地方税法」に 改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。